

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	高 校 教 育 室	1 頁
告 示	三重県指定有形文化財の指定	文化財保護室	2 頁
	三重県指定有形文化財の変更	文化財保護室	2 頁
	三重県指定有形文化財の追加指定	文化財保護室	7 頁
	三重県指定史跡の指定	文化財保護室	14 頁
人事異動 お知らせ	三重県立美術館協議会委員の委嘱について	生涯学習	14 頁
	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人材政策室	15 頁
	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福利・給与室	17 頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	17 頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	19 頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	19 頁
	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	20 頁
	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	20 頁
	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	21 頁
	平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	21 頁
	公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	22 頁
	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	23 頁

規 則

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月十九日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健

三重県教育委員会規則第五号

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表特例の欄中「第二次募集」を「再募集」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第5号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定します。

平成20年3月19日

三重県教育委員会

種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
建造物	俳聖殿	1棟	伊賀市上野丸之内117-4	伊賀市
絵画	絹本着色地藏十王図	11幅	伊賀市長田1931番地	西蓮寺
工芸品	脇差 銘 伊賀国宗近 永正元年六月日	1口	伊賀市上野丸之内106-3	財団法人 伊賀文化産業協会
典籍	永保記事略並びに同拾遺 (藤堂采女家旧蔵本)	9冊	伊賀市上野丸之内40-5	伊賀市
典籍	永保記事略附録 (藤堂采女家旧蔵本)	1冊	名張市丸之内54-3	名張市

三重県教育委員会告示第6号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財の種別及び員数等を変更します。

平成20年3月19日

三重県教育委員会

	種別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
変更理由 錯誤のため					
員数等変更	変更前	書跡	665点	伊勢市大湊町	大湊町振興会
	変更後	古文書	708点		
		大湊古文書			

A 廻船造船関係類

史料番号	表題	員数
A 1	貞応2年3月16日 廻船式目(写)	1通
A 2	天文16年5月吉日 為末代可入日記	1冊
A 3	永禄3年12月21日 前々古日記写	1冊
A 4	永禄6年間12月26日 万納之帳	1冊
A 5	永禄8年11月9日 船々聚銭帳	1冊
A 6	天正元年10月15日 出銭之船数之分	1冊
A 7	天正元年10月24日 織田信長朱印状 (天正元年)9月20日 北畠具豊書状	2通
A 8	天正元年10月吉日 多気様信長様桑名へ舟上せ候入みち	1冊
A 9	天正元年11月5日 大湊老分中書状案	1通
A 10	(天正元年)9月20日、(天正元年)10月25日 塙直政書状	2通
A 11	5月29日 澤井吉長書状	1通
A 12	正月18日、15日、11月23日 瀧川一益書状	3通
A 13	天正2年8月吉日 船々取日記	1冊
A 14	慶長3年3月21日 豊臣秀吉朱印状写 正月16日 石川正次書状 2月17日 桑山貞政書状 (文禄3年)10月21日 上部貞嘉書状 27日 小濱政種書状	14通

	(文禄3年) 10月17日 施薬院全宗書状写 (文禄3年) 10月17日 施薬院全宗書状写 (文禄3年) 10月17日 施薬院全宗書状写 10月15日 花房幸次書状 正月18日 花房幸次書状 9月25日 小笠原正吉書状 2月11日 小濱弥十郎書状 7月7日 岡田善同書状 8月10日 花房幸次書状	
A 15	享保11年10月3日 大湊由緒書	1通
A 16	享保12年正月 大湊会所出火焼失につき覚	1通
A 17	享保13年11月 大湊絵図	1枚
A 18	元文3年11月 大湊絵図	1枚
A 19	延享4年10月 大湊絵図、同写	2枚
A 20	(寛政2年3月吉日) 西之河栄蒔新田絵図	1枚
A 21	享和2年6月29日 出水破損所絵図	1枚
A 22	弘化3年閏5月 町内所蔵古文書目録	3冊合綴 = 1点
A 23	酉閏9月(享保14年)、未10月、未8月、巳8月、寅8月 角屋七郎次郎 御朱印船手形、届書	5通
A 24	大湊近辺絵図 (近代)	1枚
A 25	(年未詳) 大湊由緒書	1冊
A 26	(文禄3年) 正月3日 豊臣秀吉朱印状 正月[] 豊臣秀吉朱印状	2通
A 27	(年未詳) 大湊絵図	1枚
A 28	辛酉(永禄4年) 3月18日 後北条氏印判状	1通
A 29	延宝2年9月20日 御請申一札之事	1通
A 30	(年未詳) 浦方高札墨入願次第下書	1通
A 31	(天正元年) 10月16日 北畠氏奉行人連署奉書	1通
A 32	(天正元年) 10月29日 北畠氏奉行人連署奉書	1通
A 33	4月6日 鳥屋尾満栄書状 (天正元年) 10月16日 方穂久長、鳥屋尾定恒連署書状 (天正元年) 10月19日 鳥屋尾満栄書状 (天正元年) 10月13日 鳥屋尾満栄書状 (天正元年) 10月16日 北畠氏奉行人連署奉書	5通
A 34	(年未詳) 諸用留	1冊
A 35	元龜3年12月20日 八幡置銭之日記 同大塩屋分	1冊
A 36	寛政10年7月 江戸御召御吟味手控	1冊
A 37	寛政2年12月28日 願書控	1冊
A 38	寛文13年2月 浦高札写	1通
A 39	正徳4年2月日、正徳4年11月日 浦高札写	2通
A 40	辰8月 浦高札写	1通
A 41	子6月ほか 奉行所、三方会合触書	13通
A 42	寛政9年3月 小越惣積金申合之事	1通
A 43	9月25日、10月 大湊年寄ほかより、大坂商人宛書状下書	3通
A 44	11月29日 皆川勘介書状	1通
A 45	安政5年2月 金子借用証文写	1通
A 46	戌11月 大湊普請所拝借金覚	1通
A 47	8月16日 三方会合より申渡写	1通
A 48	7月10日 三方会合より差紙 ほか	2通
A 49	(享保13年) 8月8日 大湊年寄覚	1通
A 50	享和3年 御高札入用懸り割附覚	1冊
A 51	(年未詳) 御高札場仕様帳	1冊

A52	(年未詳) 惣人数覚	1冊
A53	享和2年7月6日 大湊年寄中口上書	1綴
A54	丑5月、子6月、己未8月 波除堤につき願書	4通
A55	巳5月 小牧庄兵衛請書	1通
A56	寛政6年12月 波除堤普請関係控	1冊
A57	嘉永7年12月 大湊普請所波除堤惣絵図	1枚
A58	巳(明治2年)9月 民部省布達写	1冊
A59	明治6年8月 山中行馬一筆限帳	1冊
A60	明治38年9月 直田通	1冊
A61	(近代) 志州鳥羽船寸法	1冊
A62	(近代) 日本丸記事抜抄	1冊
A63	(近代) 日本丸之図	1冊
A64	(年未詳) 日本丸模形製作見積書	1冊
A65	(年未詳) 日本丸寸法書名称解釈	1冊
A66	(近代) 舟出全図	1冊
A67	(近代) 船出之図	1冊
A68	(近代) 大湊より伊勢湾を臨む海図	1枚
A69	明治15年5月26日 諸願届書綴	1冊
A70	明治36年3月日 神宮御用材につき願書綴	1冊

小計

116点

B 堤防関係類

史料番号	表題	員数
B1	元文3年9月ほか 波除堤修復入用積目録	3冊
B2	延享4年10月 堤防絵図	1枚
B3	宝暦4年 堤防絵図	1枚
B4	宝暦5年7月吉日 御普請所立会勘定帳	1冊
B5	安政2年7月11日、安政2年11月 波除堤破損につき普請願書	3通
B6	安政2年11月(1冊)、安政2年7月(3冊) 御普請所波除堤目論見帳	4冊
B7	万延元年8月 御普請所大湊波除堤破損絵図	1枚
B8	万延元年9月 御普請所大湊波除堤目論見帳	2冊
B9	寛政5、6年 御普請所勢州大湊波除堤破損絵図	1枚
B10	(年未詳) 御普請所波除堤破損絵図控	1枚
B11	酉7月23日 大湊年寄、堤破損につき口上	1通
B12	午8月16日 大湊年寄、堤破損につき口上	1通
B13	9月2日、8月3日、10月22日 保科正純死去、石碑につき書状	4通
B14	享保13年、享保14年 波除堤普請につき願書	9通
B15	享保13年11月 大湊普請仕用目録	1冊

小計

34点

C 会所関係類

史料番号	表題	員数
C1	(元禄12年) 諸用留	1冊
C2	元禄16年8月18日 家来請状之事	1通
C3	延宝2年8月4日ほか 身元請状ほか、焼け残り証文・書状・送り状類	17通と断簡 20点=37点
C4	巳4月 角屋七郎次郎名代訴状	1通
C5	享保11年12月9日 焼失場所絵図	1枚
C6	享保13年9月ほか 江村年寄廻船につき、書状など綴ほか	1通と1綴 =2点
C7	享保9年正月9日 奉行所年頭御礼之覚	1通

C 8	元文3年12月20日 信楽多羅尾四郎右衛門様御宿割覚	1冊
C 9	(元文元年5月)ほか 触書、申渡写	21通と1冊 = 22点
C 10	寛保2年8月ほか 宮川堤普請入用割付御用捨願いほか	2通と1冊、 包紙1点 = 4点
C 11	(年未詳)、寛保2年3月7日 祭主藤波和忠御入につき	2通
C 12	宝暦5年11月 波除堤普請見分日帳	1冊
C 13	享保14年6月22日ほか 大湊年寄より松下村年寄宛証文下書ほか、他村他領より書状・送り手形類	8綴と9通 = 17点
C 14	明和年間 長楽寺、海眼院、金胎寺より届書、証文	12通
C 15	貞享4年9月ほか 触書写ほか、請状・願書雑形類	10通
C 16	(寛政6年) 諸用留	1冊
C 17	寛政8年12月 町内借金引き受けにつき証文	1通
C 18	寛政11年正月2日ほか 江戸御用書留帳ほか	1冊と1枚 = 2点
C 19	寛政12年12月24日ほか 貫銀減少につき覚、書状	5冊と13通 = 18点
C 20	享和元年12月ほか 年頭御礼圖取加入願書	4通
C 21	寛政12年12月27日 大湊年寄詫状控	1通
C 22	文化元年8月 今一色村より屋根船造作につき願書、口上書写	3通
C 23	文化5年8月13日 築屋敷にて山田のもの召捕一件	1冊
C 24	11月10日 駿河屋甚太書状	1通
C 25	文化11年2月22日 榎原村他のもので波除堤にて引綱につき、書状・詫状	4通
C 26	寛延4年10月25日ほか 明神西百姓式申合ほか、明神前田地につき証文類	6通と2綴 = 8点
C 27	文政6年11月 王中島村御用金一件	1通
C 28	文政6年10月ほか 王中島村御用金貸付滞りにつき訴訟、願書・訴状・証文類	13通
C 29	(文政7年) 9月6日ほか 高札写取りにつき廻状	7通
C 30	文政8年2月 高札写	1通
C 31	(年未詳) 今一色村より小屋根船造作願書写	1通
C 32	(年未詳) 秤直段付之定	1冊
C 33	文政10年 田畑屋舗買得届之控	1冊
C 34	文政12年12月4日 黒瀬村御用金滞りにつき訴訟、日延願書	1通
C 35	文政12年11月ほか 黒瀬村御用金貸付滞りにつき訴訟、願書・訴状・証文類	2冊と6通、 袋1点 = 9点
C 36	文政8年～元治元年 田畑屋敷売買届、借用証文	37通
C 37	明和2年～嘉永7年 田畑屋敷、百姓式売買届	1冊と34通 = 35点
C 38	文政4年4月21日ほか 巡見諸向之控ほか	3冊
C 39	天保7年11月 北之郷、西之郷借用証文・添証文	4冊
C 40	天保9年8月 銀金具等差上、代銀受取書綴	4綴
C 41	天保11年9月 太田采女所蔵御裁許書、会合預りにつき	3冊と1通 = 4点
C 42	天保10年12月 会合所助成金請取帳ほか	1冊と1通 = 2点
C 43	天保13年8月～12月 明神前長六明屋、大世古町と掛合につき口上・書状・覚	16通
C 44	天保15年5月 寺社奉行より差紙、山田のもの出府一件	2冊
C 45	天保10年4月～10月 酒魚菓物菓子落札につき請負証文	10通と4冊 = 14点

C 46	天保10年 9月11日 朱印状写	1 通
C 47	天保 8年～嘉永7年 書状、願書、請書	14通
C 48	天保12年～同13年 小久保治郎左衛門助成につき願書、証文	6 通
C 49	天保14年 7月 銀金具等差上、代銀受取書綴	1 綴
C 50	弘化 2年10月22日 榎原村より御普請所茅苅につき詫状	1 通
C 51	弘化 3年 5月 燈明用金渡方判取帳	1 冊
C 52	天保14年～安政 4年 檜垣内匠御用金貸付滞りにつき訴訟、願書・証書類	8 通
C 53	丑閏 5月ほか 燈明屋形普請入用	1 綴と 3 通、 1 冊 = 5 点
C 54	弘化 3年 7月 威鉄砲拝借願書、請書	3 通
C 55	2月 貝獺につき書状	2 通
C 56	伊勢国度会郡第貳区縮図 (近代)	1 枚
C 57	嘉永元年 5月大吉日 田畑御年貢納帳	1 冊
C 58	嘉永 2年 会合所仕法年限中助成金請取帳	1 冊
C 59	嘉永 4年11月 大湊会所普請諸入用帳	1 冊
C 60	(年未詳) 御高札之写	1 冊
C 61	嘉永 4年 4月 浦御高札写	1 冊
C 62	(年未詳) 小金ヶ原御狩図	1 枚
C 63	嘉永 6年10月 質貸渡世願書、届書	8 通
C 64	嘉永 6年 5月～11月 豊宮崎文庫修復助成につき、書状・受取	4 通
C 65	嘉永 7年 7月 角屋七郎次郎出府につき、御役所金拝借願書・証文	3 通
C 66	乙卯 (安政 2年) 7月 4日 宮後西河原町より、北御門口石積みにつき寄付金受取	1 通
C 67	安政 2年 3月25日 異船バツテイラ之図	1 枚
C 68	嘉永 4年～元治元年 借用証綴	1 冊
C 69	文政11年～明治 2年 金子借用につき地所及図面	1 冊
C 70	嘉永 7年～安政 2年 禿松新田堤修復につき、御用金拝借願書・証文・目論見帳	2 冊と 2 通 = 4 点
C 71	安政 3年10月 津波逃場に町表所望につき、替地証文	4 通
C 72	安政 3年12月ほか 津波逃場取立につき証文	4 通
C 73	安政 2年 9月11日 朱印状写	1 通
C 74	安政 4年 8月 質物差入地覚	1 通
C 75	安政 6年11月、慶応 3年正月ほか 借用証文、書状	5 通
C 76	万延元年閏 3月 釘問屋借用証文	1 通
C 77	嘉永 7年 6月～万延元年10月 大湊橋講宛借用証文	13通
C 78	(元治元年) 4月ほか 神宮警衛沙汰書写ほか	2 通
C 79	文久 3年～来申 麻疹につき拝借金年賦上納帳	1 冊
C 80	慶応 3年 8月 御金元利利足取立帳	1 冊
C 81	明治 2年 3月 行幸ニ附御用金諸入用勘定帳	1 冊
C 82	明治 5年11月 徴兵告諭、詔書写	2 通
C 83	(年未詳) 漁場の儀につき請書ほか	3 通
C 84	10月27日ほか 他町村庄屋より書状、廻状写ほか	6 通
C 85	未11月ほか 八幡宮造宮につき覚、受取類	35通
C 86	安政 4年 5月ほか 八幡宮普請につき覚、受取類	17通
C 87	弘化 3年 7月15日 才吉、兵四郎を疵付候件、和解証文	1 通
C 88	酉正月 7日 材木御用大湊出立につき、先触写	1 冊
C 89	(年未詳) 近辺海路図	1 枚
C 90	(年未詳) 大湊近辺絵図	1 枚
C 91	寛政 5年正月13日ほか 触書写	6 通
C 92	(年未詳) 度会/河内明細図一名神都一覽	1 枚
C 93	寛文 7年閏 2月18日 高札写	1 通

C 94	寛永13年～文化元年ほか 高札写ほか	14通
C 95	元禄16年～安政7年 借用証文、願書、口上書	10通
C 96	慶応2年2月 井村市郎右衛門借用金滞り、返済につき証文	1通
C 97	子10月 御裁許御請証文目録	1冊
C 98	巳7月18日 紀州より江戸へ材木廻船につき、先触写	1冊
C 99	(年未詳) 長さ七尋三尺船絵図ほか	2枚
C 100	(年未詳) 袋断簡	1点
C 101	庚申3月ほか 造宮関係証文、受取類	19通
C 102	文化9年5月19日 八蔵・船宿抱え女、手疵容体書控	1冊
C 103	貞享5年6月22日 築屋敷にて打取、異形物の絵図	1枚
C 104	享保15年正月吉日 御廻文御会合触書留帳	1冊
C 105	元文3年10月 徳水院ほか寺院之絵図控	1冊
C 106	延享5年正月～ 御触差上控帳	1冊
C 107	宝暦2年正月吉日 会合之日帳 (会所日記)	1冊
C 108	安永8年正月～ 御会合御触留帳	1冊
C 109	天保9年11月 文庫入書面目録	1冊
C 110	嘉永4年3月～5月 御高札御墨入之節諸事之控	1冊
C 111	宝暦4年正月吉日 諸事之日帳 (会所日記)	1冊
C 112	寛文10年9月ほか 小久保専順死去につき、寄附請取証文ほか	3通
C 113	寛文元年11月14日 当所へ引込小鯨、配分につき証文	1通
C 114	明治9年 地租改正当時、大湊町元全図	1枚
小計		558点

三重県教育委員会告示第7号

三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財を追加指定します。

平成20年3月19日

三重県教育委員会

	種別	名称	員数	所在地	所有者
追加指定	古文書	大湊古文書	712点	伊勢市大湊町	大湊町振興会

D 会所日記、神社、御木曳関係類

史料番号	表題	員数
D 1	天保9年3月～12月 会所日記	1冊
D 2	天保10年正月～6月 会所日記	1冊
D 3	天保10年7月～12月 会所日記	1冊
D 4	天保11年正月～3月 会所日記	1冊
D 5	天保11年4月～9月 会所日記	1冊
D 6	天保11年10月～12月 会所日記	1冊
D 7	天保12年正月～4月 会所日記	1冊
D 8	天保12年5月～8月 会所日記	1冊
D 9	天保12年9月～12月 会所日記	1冊
D 10	天保13年正月～4月 会所日記	1冊
D 11	天保13年5月 会所日記	1冊
D 12	天保13年6月～7月 会所日記	1冊
D 13	天保13年8月～9月 会所日記	1冊
D 14	天保13年10月～11月 会所日記	1冊

D 15	天保13年12月 会所日記	1冊
D 16	天保14年正月～3月 会所日記	1冊
D 17	天保14年4月～6月 会所日記	1冊
D 18	天保14年7月～閏9月 会所日記	1冊
D 19	天保14年10月～12月 会所日記	1冊
D 20	天保15年正月～2月 会所日記	1冊
D 21	天保15年3月～5月 会所日記	1冊
D 22	天保15年6月～9月 会所日記	1冊
D 23	天保15年10月～12月 会所日記	1冊
D 24	弘化2年正月～4月 会所日記	1冊
D 25	弘化2年5月～9月 会所日記	1冊
D 26	弘化2年10月～12月 会所日記	1冊
D 27	弘化3年正月～5月 会所日記	1冊
D 28	弘化3年閏5月～9月 会所日記	1冊
D 29	弘化3年10月～12月 会所日記	1冊
D 30	5月3日 大宮司家来、志宝屋神社造替えにつき書状	1通
D 31	延享元年4月吉日 八幡宮造宮寄附連名帳	1冊
D 32	延享元年3月吉日 八幡宮御造宮覚日記	1冊
D 33	寛保2年10月26日ほか 御木曳入用帳ほか	2冊
D 34	元文2年11月吉日 志宝屋神社遷宮記	1冊
D 35	元文2年11月29日 志宝屋神社遷宮につき、請書	1通
D 36	享保15年2月20日 水饗神社日時之事	1通
D 37	享保8年 志宝屋神社御造替御遷宮覚書	1冊
D 38	天明7年9月7日ほか 御木曳不心得につき、詫状ほか	1通と1冊 = 2点
D 39	享和3年 御木曳綱打ちにつき、書状・覚	1通と1冊 = 8点
D 40	文化元年5月 内宮御木曳入用割符帳	1冊
D 41	文化元年ほか 御木曳につき書状・覚、遷木着岸届書	17通と1綴 = 18点
D 42	享和3年4月 御木曳被仰渡御請印帳	1冊
D 43	文政10年3月 八幡宮ほか、造替願書	1通
D 44	天保13年9月ほか 遷木運賄請負証文、御木曳入用請取、目録	14通
D 45	弘化4年10月 氏神御造宮金勘定帳	1冊
D 46	弘化4年4月27日 八幡宮八王子石垣積替入用帳	1冊
D 47	弘化4年10月 氏神御造宮金取立帳	1冊
D 48	弘化4年4月吉日 八幡宮八王子石垣積替ニ付石寄附人覚帳	1冊
D 49	弘化4年ほか 八幡宮造宮入用帳ほか	7冊と6通 = 13点
D 50	弘化4年ほか 八幡宮遷宮につき、書状・覚・願書ほか	2冊と34通 = 36点
D 51	弘化4年10月 氏神御造宮金貸附取立勘定帳	1冊
D 52	弘化4年10月～ 氏神御造宮手当て米麦納り帳	1冊
D 53	安政元年12月 八幡宮御造宮手当金預り証文	2通
D 54	安政2年正月吉日 八幡宮御造宮金勘定帳	1冊
D 55	安政6年11月 御造宮金利足本金割出シ取集帳	1冊
D 56	万延元年11月 御造宮金利足本金割出シ取集帳	1冊
D 57	文久元年11月 御造宮金利足本金割出シ取集帳	1冊
D 58	慶応元年11月 御造宮金利足本金割出取集帳	1冊
D 59	(延享元年)8月5日 延享元年甲子歳七月晦日内宮御木曳、同八月三日 外宮御木夜曳諸入用帳	1冊

D 60	(年未詳) 御木曳用ニ付当金入用之控	1冊
D 61	嘉永7年閏7月 八幡宮御造営手当金預り証文	2通
D 62	安政4年10月 志宝屋社造替、御材木落札につき請書	1通
D 63	延享元年4月 八幡宮造替願い、付図	1枚
D 64	嘉永7年12月 八幡宮御造営手当金借用証文	1通
D 65	文化4年12月 長楽寺より、氏神遷宮につき古社引取願書	1通
D 66	享和3年~文化2年 山田領御木順曳並車数御神材数、日々留控	1冊
D 67	文政6年2月 御木曳につき申渡、請書	1冊
D 68	(年未詳) 諸入用覚	2通
D 69	安政4年10月8日ほか 志宝屋社遷宮につき、覚・入札	10通
D 70	安政4年10月25日ほか 志宝屋社造替請負金、請取	4通
D 71	文化4年12月 海眼院より、氏神遷宮につき古社引取願書	1通
D 72	文化4年3月26日 八幡宮造替願い、付図	1枚
D 73	酉12月29日 八幡宮取繕入用請取	1通
D 74	安政4年10月ほか 志宝屋神社遷宮関係、中須左近書状、入用覚ほか	34通
D 75	天保6年 御祓橋金麦米納帳	1冊
D 76	丁卯5月12日 造宮方判取帳	1冊
D 77	辰3月ほか 志宝屋社正遷宮入用之品、寄附書上など	4冊
D 78	文久2年~3年ほか 御木着岸届書、御木曳につき覚、請書など	116通と3綴、 2冊 = 121点
D 79	文政5年 御木曳一件	1冊
D 80	文政7年4月吉日 両宮順曳諸入用控帳	1冊
D 81	天保13年9月18日 春木綱打一件	1冊
D 82	天保13年11月~ 御木曳諸入用帳	1冊
D 83	天保14年5月12日 外宮御木順曳行列帳	1冊
D 84	天明8年9月 御木曳申渡惣中請書	1冊
D 85	(年未詳) 御木曳行列順控	1冊
D 86	文政10年5月ほか 氏神御木曳入用寄高控ほか	4冊
D 87	文化元年5月21日 内宮御木曳行列書	1冊
D 88	天保14年6月 内宮御木曳行列帳	1冊
D 89	天明8年9月吉日 御木曳役人名前帳	1冊
D 90	文政7年4月日 外宮順曳一件、内宮木曳一件控	1冊
D 91	宝暦12年11月吉日 御遷木諸事日帳	1冊
D 92	天保13年4月~ 両宮御造営一件目録帳	1冊
D 93	享和3年正月 御遷木場、御木曳一件留	1冊
D 94	元文2年11月吉日 志宝屋神社之	1冊
D 95	宝暦14年正月吉日 御遷木諸事日記	1冊
D 96	万延元年12月 多次郎地代渡通	1冊
D 97	享和3年11月22日ほか 御木曳綱打につき請書、書状、船歌用打掛模様図など	7通
D 98	元治元年11月 御造宮金利足本金割出取集帳	1冊
D 99	文久3年11月 御造宮金利足本金割出取集帳	1冊
D 100	文久2年11月 御造宮金利足本金割出取集帳	1冊
D 101	元治元年正月 運送請負金之内、八幡宮造営に寄進証文	1通
D 102	文久3年2月 御木曳ニ付申渡請印帳	1冊
D 103	慶応3年4月ほか 八幡宮八王子造宮入用帳ほか、両社遷宮関係勘定帳、書状など	9通と12冊 = 21点
D 104	丁卯4月7日~ 御造宮諸入用帳	1冊
D 105	慶応2年11月 御造宮金利足本金割出取集帳	1冊
D 106	嘉永3年12月 八幡宮御造営手当金借用証文	2通
D 107	文政10年10月ほか 南之濱屋敷売買につき、届書ほか	2通

D 108	(文政6年) 8月16日ほか 春木大夫役人より、御木曳之御綱につき書状ほか	14通
D 109	文政10年12月ほか 長楽寺より、氏神遷宮につき古社引取願書ほか	2通と3冊 = 5点
D 110	戊午正月12日～ 土取均人足控	1冊
D 111	(年未詳) 塩屋社遷宮関係か、覚書	1通
D 112	酉12月10日 塩屋御神遷記	1冊
D 113	文化2年11月12日 志宝屋神社造宮記	1冊
D 114	弘化4年3月～11月ほか 八幡宮八王子造営入用帳ほか	2冊
D 115	(卯) 3月4日ほか 波除堤普請につき、多羅尾四郎右衛門家来書状・覚など	7通
D 116	享保14年12月 御普請中扶持米並銭受取	1通
D 117	享保14年5月吉日 御普請当番勘定之帳	1冊
D 118	享保14年9月吉日 諸事入用之覚	1冊
D 119	享保15年2月吉日 御普請土方勘定日記	1冊
D 120	享保14年6月吉日 松下石山仕入諸色入用帳	1冊
D 121	享保14年5月～7月14日 石売覚帳	1冊
D 122	宝暦13年9月ほか 今一色村より、江戸渡海船につき覚	2通
D 123	辰8月 浦高札写	1通
D 124	酉(享保14年) 閏9月7日ほか 通帳	3冊
D 125	包紙・袋のみ一括	11点
D 126	明和5年10月 波除堤破損箇所絵図	1枚
D 127	(年未詳) 燈明台図面	1通
D 128	(年未詳) 大湊周辺図	1枚
D 129	(年未詳) 大湊、二見周辺図	1枚
D 130	(年未詳) 大湊周辺図	1枚
D 131	寛政10年正月 去ル巳年三州より罷越候船数人数書	1冊
D 132	(年未詳) 大湊周辺図	1枚
D 133	嘉永元年6月 大湊今田惣絵図	1枚
D 134	明和5年1月 大湊絵図	1枚
D 143	(明治初年) 大湊寺社絵図綴	1綴
D 147	明治17年4月19日ほか 神宮造営材奉曳、感謝状	7通
D 149	明治23年 明治16・17年造営木曳一覧表雛形	1綴
D 150	明治22年 神宮造営白石献納記事	1綴
D 164	(明治16年) 皇大神宮、第一次御木曳一覧表	1冊
D 165	(明治16年) 豊受宮、第一次御木曳一覧表	1冊
D 166	(明治17年) 皇大神宮、第二次御木曳一覧表	1冊
D 167	(明治17年) 豊受宮、第二次御木曳一覧表	1冊
D 168	(明治17年) 皇大神宮、第二次御木曳一覧表 東町	1冊
D 169	(明治17年) 豊受宮、第二次御木曳一覧表 東町	1冊
小計		475点

E 鳥羽氏寄贈文書

史料番号	表題	員数
E 1	文化13年間8月 御普請所勢州大湊波除堤破損絵図	1枚
E 2	天保7年9月 御普請所勢州大湊波除堤破損絵図	1枚
E 3	嘉永4年5月ほか 大湊絵図	2枚
E 4	嘉永7年12月 大湊絵図	1枚
E 5	安政2年2月ほか 御普請所勢州大湊波除堤出来形絵図	6枚
E 6	安政2年2月 御普請所勢州大湊波除堤破損絵図ほか	3枚

E 7	安政 2年 7月 御普請所勢州大湊波除堤破損絵図	4枚と袋 2点 =6点
E 8	安政 6年 御普請所勢州大湊波除堤破損絵図	2枚
E 9	安政 6年11月 御普請所勢州大湊波除堤破損絵図	1枚
E 10	万延元年 8月 御普請所勢州大湊波除堤破損絵図	1枚
E 11	万延元年 御普請所勢州大湊波除堤破損絵図	1枚
E 12	明治 4年10月 大湊惣絵図面	1枚
E 13	(年未詳) 御普請所勢州大湊波除堤破損絵図	5枚
E 14	(年未詳) 高札場寸法絵図	1通
E 15	元文 3年正月吉日 御触差上帳	1冊
E 16	(寛延元年 8月) 波除堤へ高札建候次第書	1冊
E 17	宝暦12年正月吉日 諸事之日帳 (会所日記)	1冊
E 18	安永 7年正月 ~ 御会合御触留帳	1冊
E 19	寛政 6年 9月 御普請所大湊波除堤目論見帳	1冊
E 20	文化11年正月吉辰 寄合並日記留帳 (会所日記)	1冊
E 21	文化13年 8月 日記 (会所日記)	1冊
E 22	文政 3年 8月吉日 諸事書留帳 (会所日記)	1冊
E 23	文政 4年 日記[] (会所日記)	1冊
E 24	文政 4年 9月吉日 諸事書留帳 (会所日記)	1冊
E 25	文政 5年 6月 日記 (会所日記)	1冊
E 26	文政 6年 5月 7日 ~ 諸日記 (会所日記)	1冊
E 27	(年未詳) 通村黒瀬村金銭出入につき覚書	1冊
E 28	文政10年 氏神八幡宮並八王子式年造営二付、始末書記	1冊
E 29	文政10年正月 ~ 八幡宮八王子造営諸向控	1冊
E 30	文政12年正月日 諸日記 (会所日記)	1冊
E 31	天保元年12月26日 三木源太郎後家たけ、末家三木武右衛門入纏につき入用帳	1冊
E 32	文政13年12月 三木武右衛門、帳面類員数帳	1冊
E 33	天保 3年 3月日 諸日記 (会所日記)	1冊
E 34	天保 7年12月10日 大絵図	1枚
E 35	(天保 7年12月10日) 絵図用袋のみ	1点
E 36	天保 8年 勢州大湊町表浪除堤仕様帳	1冊
E 37	天保 8年 6月 大湊町表波除堤御普請出来形帳	1冊
E 38	天保 9年10月17日 大絵図	1枚
E 39	天保 9年正月吉辰 諸日記 (会所日記)	1冊
E 40	(天保10年 4月 ~ 6月) 諸日記 (会所日記)	1冊
E 41	天保10年 2月10日 大絵図	1枚
E 42	天保10年 2月12日 大絵図	1枚
E 43	天保10年 7月18日 新田開発絵図	1枚
E 44	天保10年 9月 7日 新田開発絵図	1枚
E 45	天保13年10月吉日 船手人足判取帳	1冊
E 46	天保10年 3月14日 ~ 一色村より金子滞出入、諸入用控	1冊
E 47	天保12年正月ほか 大湊年寄より、金子借用証文綴	1綴
E 48	天保14年 7月 7日 郷中家作引直之分名前帳	1冊
E 49	天保14年 6月 郷中名前帳	1冊
E 50	弘化 3年11月日 三木武右衛門より、燈明講金借用証文	1通
E 51	弘化 4年12月 檜垣内匠家御用金拝借、利足払方につき証文	1通
E 52	弘化 4年 2月 5日 新田開発絵図	1枚
E 53	弘化 5年 2月14日 三木武右衛門、講金借込金済し方願書	1通
E 54	(弘化 5年) 新田開発絵図	1枚
E 55	弘化 5年正月吉日 諸日記 (会所日記)	1冊

E 56	嘉永元年 7月 豆州岩科村吉之助船一件	1冊
E 57	嘉永4年 3月ほか 大湊難渋者人数調子帳ほか	5冊
E 58	嘉永5年正月 預り金之控	1冊
E 59	嘉永5年 8月 御神能ニ勘定控	1冊
E 60	嘉永5年 8月 燈明講金借用済し方につき、証文	1通
E 61	嘉永5年 8月吉日 燈明修復諸入用控帳	1冊
E 62	嘉永5年10月20日 大橋講金借用証文	1通
E 63	嘉永6年11月日 大橋燈明講積金、借用証文	1通
E 64	嘉永7年 2月11日 築屋敷松崎屋納屋出火之節諸控	1冊
E 65	嘉永7年 7月 三木武右衛門、引当差上御用捨願書	1通
E 66	嘉永7年 7月 三木武右衛門、質物覚	1通
E 67	嘉永7年 7月 講金不筋之取込御用捨につき、請書	1通
E 68	嘉永7年10月 檜垣内匠相手取、御用金貸付滞出入、訴状下書	1通
E 69	嘉永7年10月 檜垣内匠家質物地面引渡につき、下書	1通
E 70	嘉永7年11月 郷中印鑑届留帳	1冊
E 71	乙卯年 2月10日、11日 諸道具借り入返し方帳	1冊
E 72	安政2年 2月 道具調べ帳	1冊
E 73	安政2年 2月 御普請所日記	1冊
E 74	安政2年 2月 御普請所波除堤破損につき、修復願書	1通
E 75	乙卯年 2月 9日 借り入諸道具返し方	1冊
E 76	安政2年 3月 御救小屋瓦葺入用覚帳	1冊
E 77	安政2年10月～ 出火之節書面控	1冊
E 78	安政4年 9月 御普請所丁場入札請負人名前金高之覚帳	1冊
E 79	安政4年10月29日ほか 御普請所五番丁場請負金請取	4通
E 80	安政4年 9月 明神社御造宮寄附帳	1冊
E 81	安政4年10月 御普請中御役所御出役御名前帳	1冊
E 82	安政4年10月28日ほか 御普請所拾老番丁場請負金請取	4通
E 83	安政4年11月 水野筑後守様其外御方之御止宿諸入用帳	1冊
E 84	安政4年12月16日 普請請負金請取	1通
E 85	安政4年12月28日 御普請役当所出立につき、口上	1通
E 86	5月17日 内宮長官家より、書状	1通
E 87	安政4年10月 御普請料理献立並ニ魚八百屋物諸入用控	1冊
E 88	安政5年 5月 久保勘次郎様江戸表への御帰船、請書	1通
E 89	安政5年 5月 渡辺肥後守様御巡見借道具控	1冊
E 90	安政5年12月 質物引取につき、請書	1通
E 91	安政6年 8月 波除堤破損につき、修復願	1通
E 92	安政7年 2月 拝借金預り金貸金調子帳	1冊
E 93	万延元年 8月 御普請所波除堤大破につき、修復追願	1通
E 94	万延元年 8月 御普請所波除堤大破につき、修復追願	1通
E 95	万延元年10月 波除堤普請につき、請書	1通
E 96	万延元年11月 橋講金満会、入用につき借用証文	1通
E 97	万延元年11月 橋講金満会、入用につき借用証文	1通
E 98	文久2年～明治2年 所預り他参止め等請書綴	1綴
E 99	文久元年 3月 御普請所大湊波除堤御修復へ丁場石葺仕様帳	1冊
E 100	文久元年 3月12日 波除堤普請金拝借願	1通
E 101	文久元年 5月13日 御普請役当所出立につき、口上	1通
E 102	文久元年 5月20日 御普請役当所出立につき、口上	1通
E 103	文久元年 6月 借用証文	1通
E 104	文久2年 5月 御普請所内腹大破表葺石破損取繕見積り之控	1冊
E 105	文久2年11月25日～ 御運木着岸御届書留帳	1冊
E 106	万延2年 2月 御普請所所々丁張高馬踏内法外法根敷間敷之控	1冊

E 107	文久3年4月 大湊領納米納麦田畑持主名前帳	1冊
E 108	文久3年6月28日～ 御測量日記	1冊
E 109	慶応元年12月 拝借金高借用預り金高並一ヶ年臨時入用之外出方入方凡取調帳	1冊
E 110	享保11年正月吉日 会合之日帳	1冊
E 111	享保15年正月吉日 会合之日帳	1冊
E 112	元文元年7月5日 岳山借り入金並預け木山に有木大方代積り写	1冊
E 113	延享4年9月 波除堤修復願	1通
E 114	寛政11年6月 借家請状写(帳外れ、断簡)	1通
E 115	万延元年6月 波除堤普請につき、追願	1通
E 116	元治元年11月 拝借金預り金之控	1冊
E 117	慶応2年2月朔日 竹川佐市より、足立次郎右衛門ほか相手取出入につき控	1冊
E 118	慶応3年2月吉日 施行金出入之覚	1冊
E 119	慶応3年9月吉日 八幡町桜山普請控	1冊
E 120	慶応4年6月 金200両借用証文	1通
E 121	巳11月5日 三州吉田迄船賃請取	1通
E 122	酉8月 酒造桶並道具類帳面	1冊
E 123	(年未詳) 御木曳関係日記(帳外れ、断簡)	1点
E 124	(年未詳) 墓地絵図	1枚
E 125	(年未詳) 堤破損図断簡一括	1点
E 126	(年未詳) 大湊徳水院略図	1通
E 127	文化7年正月吉日 寄合並日記留帳	1冊
E 128	(年未詳) 諸用留	1冊
E 129	(年未詳) 波除堤目論見帳控	1冊
E 130	安政2年ほか 波除堤関係袋のみと反故一括	15点
E 131	明治元年11月 寺院別檀家書上	1冊
E 132	(明治元年11月23日) 下等議員入札控	1冊
E 133	明治元年12月 八拾歳、七拾歳以上之者調べ	1冊
E 134	明治2年正月 島三ヶ所棹入覚	1通
E 135	明治2年正月27日 船稼仲間取締願書控	1冊
E 136	(明治2年) 8月 湊組諸入用坪割附惣辻	1通
E 137	(明治3年) 4月14日 後家げん八十八歳、褒賞	1冊
E 138	(明治3年) 会所へ小前より差出候書面類	1冊
E 139	明治4年3月 畑地屋舗地売買届帳	1冊
E 140	(明治4年) 度会県より布告写 (禁書)	1通
E 141	明治5年2月 田畑屋敷地官納取集帳	1冊
E 142	明治5年6月20日 度会新県御手伝高割帳	1冊
E 143	明治5年7月 地主共会社創立仕度、願書	1冊
E 144	明治5年8月 神社港浄光院残物員数届書	1冊
E 145	明治5年9月 太政官布告写 (旧鉄銭之價位につき)	1冊
E 146	(明治初年) 借入金和済願	1冊
E 147	(明治6～7年) 第一大区小六区関係書類	4冊と1通 = 5点
E 148	西6月2日 極難波之もの名前控	1冊
E 149	西5月4日 極難波者人数名前帳	1冊
E 150	明治8年5月8日 地租改正ニ付諸荒取調帳	1冊
E 151	明治7年7月 借用ニ付御請一札	2通
E 152	明治8年 禿松南新田新規荒願	1冊
E 153	明治8年3月 地租改正番号内訳帳	1冊
E 154	(明治8年) 元神領田方買米帳	1冊

E 155	(明治9年10月2日) 満廿五年より以下人員取調帳 ほか	2冊
E 156	明治9年4月 旧和歌山藩借用金嘆願書	1冊
E 157	明治9年4月26日 大湊全戸印鑑簿	1冊
E 158	明治9年7月28日 大湊小学校新築寄附金帳簿	1冊
E 159	(明治9~11年) 山田区裁判所宛文書写	1冊
E 160	(明治9年) 土木掛関係等諸入費差引勘定	1冊
E 161	明治9~10年10月 波除堤防御修繕諸費出納明細帳	1冊
E 162	明治9~10年10月 波除堤防御修繕諸費仕訳帳	1冊
E 163	明治10年1月~ 小学校再築寄附金帳	1冊
E 164	明治10年3月 地位等級寄帳	1冊
E 165	明治10年5月 石請取帳 波除堤防御修繕用	1冊
E 166	明治10年6月 波除堤防人足帳	1冊
E 167	明治10年8月19日 波除堤御修繕八分金渡帳	1冊
E 168	明治10年9月 鱒池諸入費帳	1冊
E 169	(明治10年) 土地売買届帳	1冊
E 170	明治12年6月12日 波除堤防御修繕諸費調帳	1冊
E 171	明治12年6月12日 波除堤防御修繕諸費明細調帳	1冊
E 172	明治12年11月9日 虎列刺病流行之際予防救治につき上申控	1冊
E 173	明治13年2月末日~ 巡回巡查官名刺貼用簿	1冊
E 174	明治13年6月 毎戸番附帳	1冊
E 175	(明治14~17年) 諸税調査帳	1冊
E 176	(明治) 屋敷地取調帳	1冊
E 177	(明治10年代) 役場関係諸入費控帳 ほか	7冊と断簡一括 = 8点
E 178	(年未詳) 堤防絵図	1点
E 180	(年未詳) 堤防修繕関係出納記	1冊
E 181	(年未詳) 堤防修繕関係勘定帳	1冊
E 182	(年未詳) 堤防修繕関係仕訳書取帳	1綴
E 183	(明治5年) 竹ヶ鼻村善慶寺取調、届書	1冊
小計		237点

三重県教育委員会告示第8号

三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)第35条第1項の規定により、次のとおり三重県指定史跡に指定します。

平成20年3月19日

三重県教育委員会

種別	名称	所在地	所有者
史跡	諸戸水道貯水池遺構 附 図面	桑名市大字東方字上之越1514	桑名市

人事異動

三重県立美術館条例(昭和57年三重県条例第1号)第17条第2項の規定により、次のとおり三重県立美術館協議会委員を委嘱します。

平成20年3月19日

三重県教育委員会

- 1 氏名 石原義剛
蓮尾直美
秋山洋子
伊藤英子

佐藤源一
土嶋敏夫
中川忠司
錦かよ子
朝熊一紀
速水亨
本間恵子
岡田茂一
岡本洋子

2 任 期 平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

お 知 ら せ

平成20年3月25日付け三重県公報号外に「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」他の規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十三号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年^{三重県人事委員会規則}第四号）の一部を次のように

改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第六条 第二条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第七条の九中「前七条」を「前八条」に改め、同条を第七条の十とする。

第七条の八中「第七条の三」を「第七条の四」に、「第七条の四第一項第四号、第七条の五」を「第七条の五第一項第四号、第七条の六」に「第七条の四第一項第一号」を「第七条の五第一項第一号」に改め、同条を第七条の九とする。

第七条の七第一項第四号中「第七条の五」を「第七条の六」に改め、同条を第七条の八とする。

第七条の六を第七条の七とし、第七条の五を第七条の六とする。

第七条の四第一項第四号中「第七条の二」を「第七条の三」に改め、同条を第七条の五とする。

第七条の三を第七条の四とし、第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命じることができる場合）

第七条の二 条例第八条第一項ただし書の規則で定める場合は、前条第一項各号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命じることができない場合とする。

2 条例第八条第二項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生じると認められるときとする。

任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあつては当該職員の一週間における勤務日の日数の範囲内の期間、一週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあつては三日の範囲内の期間」を加える。

第十五条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「第九条に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 一時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間
- 二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
 - イ 育児休業法第十条第一項第一号 四時間
 - ロ 育児休業法第十条第一項第二号 五時間
 - ハ 育児休業法第十条第一項第三号又は第四号 八時間
- 三 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- 四 不斉一型短時間勤務職員（第二号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 八時間

4 前項各号に掲げる職員の区分の変更により、年次有給休暇の一日に換算される時間数が変更されるとき当該変更の日以後における当該職員の年次有給休暇の一日未満の端数の取扱いは、県委員会が人事委員会と協議して定める。

第二十三条中「第五条第一項」を削る。

別表第一中「第九条の三関係」を「第九条の二関係」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二号中「限る。」の下に「又は育児短時間勤務（同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。）により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則}第四号）の一部を次の

よつに改正する。

第一条の三第二項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」といふ。）で地公法第二十八条の五第一項に「占める職員」を「占めるもの」に、「あつては」を「あつては」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、「除して得た数を」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第七条第一項第四号において「育児休業法」といふ。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」といふ。）にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」といふ。）を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」といふ。）にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第七条第一項第四号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」といふ。）」を「育児休業法」に改める。

第八条第二項中「再任用短時間勤務職員」の下に「育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第十一条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 次に掲げる職員についての前三項の適用については、部内の他の職員との均衡を考慮して、県委員会が人事委員会と協議して定めるところによる。

- 一 育児短時間勤務職員等
- 二 任期付短時間勤務職員
- 三 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、施行日の前日に育児短時間勤務職員等であつたもの

第十三条の三第二項中「地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次項において「再任用職員」といふ。）」を「再任用職員」に改め、「掲げる額」の下に「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を加え、同条第三項中「あつては」を「あつては」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「乗じて得た額」を「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし」に、「額」を「額とする。」に改める。

第十七条の三中「あつては」を「あつては」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、「得た数を」の下に「育児短時間勤務職員等にあつては八時間に算出率を、任期付短時間勤務職員にあつては八時間に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第十九条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員について、条例第十条の二第二項に規定する」を「次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 再任用短時間勤務職員 条例第十条の二第二項
- 二 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。次号において「育児休業条例」といふ。）第十九条の規定により読み替えられた条例第十条第一項若しくは第二項、第十条の二第一項又は第十一条第二項
- 三 任期付短時間勤務職員 育児休業条例第二十五条の規定により読み替えられた条例第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第二項

別表第二中「松阪市立森小学校」を「松阪市立香肌小学校」に、「度会郡度会町立一之瀬小学校」を「鳥羽市立鳥羽市立桃取小学校」に

桃取小学校」に改め、同表備考中「平成十九年四月一日」を「平成二十年四月一日」に改める。

別表第三中「名張市立長瀬小学校」を「尾鷲市立賀田小学校」に、「南牟婁郡紀宝町立北櫛杖小学校」を「南牟婁郡紀宝町立明和小学校」に改め、同表備考中「平成十九年四月一日」を「平成二十年四月一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年 三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に、「職員にあつては、」を「ものにあつては、」に、「）第三條第二項」を「。以下この項において「勤務時間条例」といふ。）第三條第三項」に改め、「除して得た数を」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第三項第四号中又をルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 特定独立行政法人以外の独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員のうち県委員会が人事委員会と協議して定める者

附則第四項中「第十一条の二第六項」を「第十一条の二第七項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年 三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「経過措置基準額」を「経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三

三重県条例第二号) 第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額) に」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第七号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十五年^{三重県人事委員会規則}第一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第十六条第一項第二号」の下に「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十九条又は第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年^{三重県人事委員会規則}第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改める。

第二条第二号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で法第二十八条の五第一項に「占める職員」を「占めるもの」に改め、「再任用短時間勤務職員」という。)の下に、「育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を加え、同条第三号中「再任用短時間勤務職員」の下に、「任期付短時間勤務職員」を加える。

第四条中「又は再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

第五条第二項に次の一号を加える。

三 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間をしている職員又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第十九条の規定により読み替えられた条例第十条第一項に規定する算出率をいう。第十一条第二項第四号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第七条第四号中「第五条の三第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十一条第二項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加

える。

四 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間第十三条第二号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）を「再任用職員」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年 三重県人事委員会規則 第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で地公法第二十八条の五第一項」に、「職員にあつては、」を「ものにあつては、」に改め、「平成七年三重県条例第二号」の下に「以下「勤務時間条例」という。」を加え、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、「除して得た数を」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加え、同条第一号中「職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級及びその級の最高の号給、地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員にあつては、」を「再任用職員にあつては、」に改める。

別表第一及び別表第二の備考を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十号

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年 三重県人事委員会 三重県教育委員会

員会規則
員会規則(第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「平成三年法律第一百十号」の下に「以下「育児休業法」という。」を加え、同号ト中「第九号及び第四条第一項第四号において」を「以下」に改め、同条第十号中又をルとし、リを又とし、チの次に次のように加える。

リ 特定独立行政法人以外の独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう)の職員のうち県委員会が人事委員会と協議して定める者

第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 切替日以降に育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務(次条第一項第四号において「育児短時間勤務」という)を始めた職員

第四条第一項第三号中「第五号」を「第六号」とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十八條の五第一項又は二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、「得た額」の下に「(その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十一号

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年 三重県人事委員会規則 第二号)の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表(附則第二項関係)

支給割合	支給地域
百分の十六	別に定める地域
百分の十三	
百分の十二	
百分の十	
百分の九	
百分の八	
百分の七	
百分の六	
百分の四	第三条第二項に掲げる地域 別に定める地域
百分の三	

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十二号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

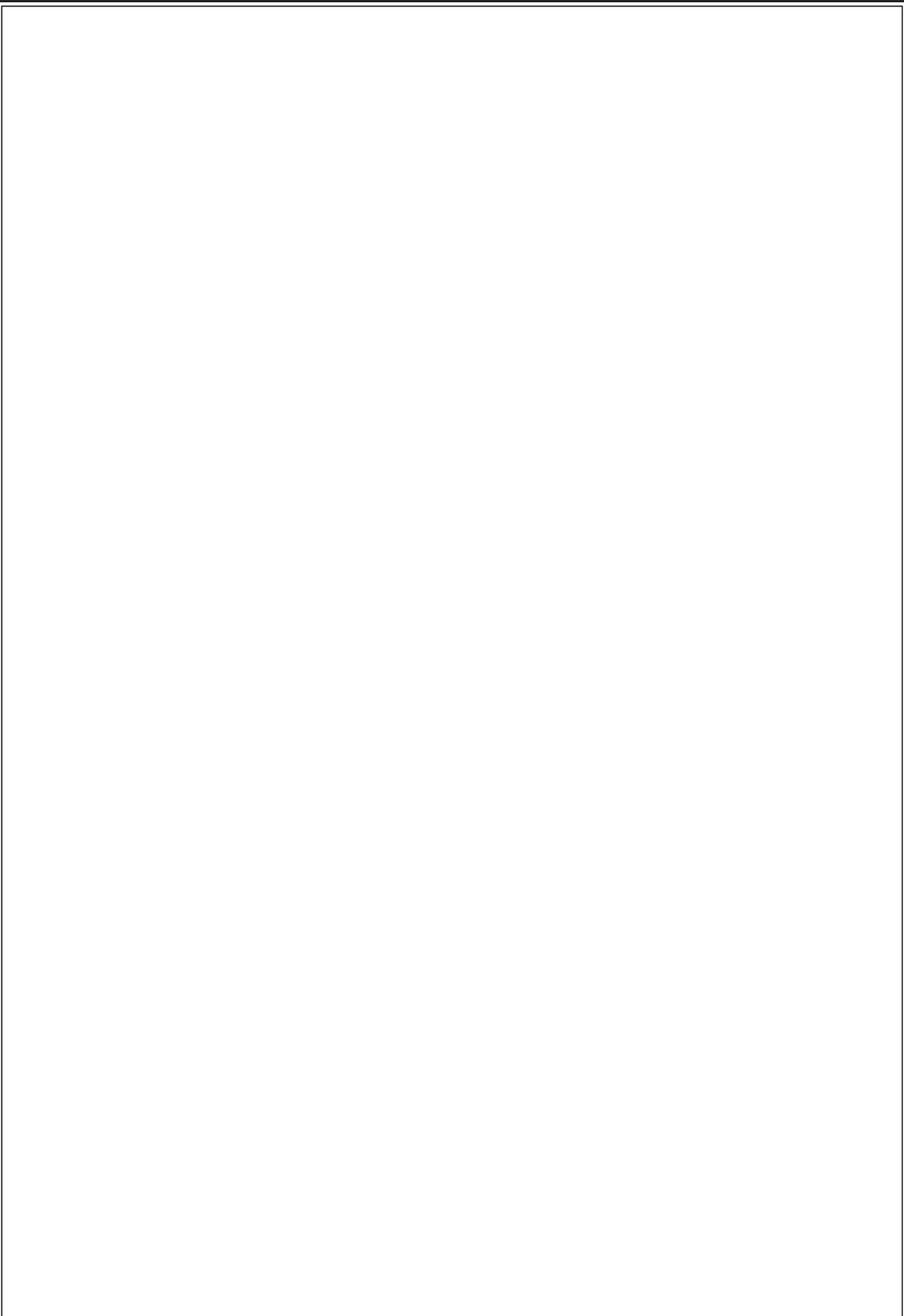
公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式の注を次のように改める。

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 発着例は、必用に応じて所期事項を具備した上で、内務の一部を削除することができる。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。



 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社